

令和7年度

定期監査結果報告書

学校監査結果報告書

令和8年2月

三木市監査委員

三 監 報 第 1 3 号
令和 8 年 2 月 2 0 日

三 木 市 長	仲 田 一 彦 様
三木市議会議長	大 眉 均 様
三木市教育長	大 北 由 美 様
三木市選挙管理委員会委員長	宮 崎 和 歌 子 様
三木市公平委員会委員長	中 嶋 展 也 様
三木市農業委員会会長	大 原 義 弘 様
三木市固定資産評価審査委員会委員長	西 本 公 彦 様

三木市監査委員 石 本 成 史

三木市監査委員 大 西 秀 樹

定期監査及び学校監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき令和 7 年度定期監査等を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じられたときは、同条第 1 4 項の規定により通知願います。

目 次

【定期監査】

1	準拠	3
2	監査の種類及び対象	3
3	監査の着眼点	3
4	監査の期間	4
5	監査の実施場所及び日程	4
6	監査の主な実施内容	4
7	監査の結果	4
8	むすび	9

【学校監査（定期監査）】

1	準拠	12
2	監査の種類及び対象	12
3	監査の着眼点	12
4	監査の期間	12
5	監査の実施場所及び日程	12
6	監査の主な実施内容	13
7	監査の結果	13
8	むすび	14

【参考】

参考	16
----	----

定期監査結果報告書

定期監査結果報告書

1 準拠

本監査は、「三木市監査基準」に準拠している。

2 監査の種類及び対象

地方自治法第199条第4項（同条第2項を兼ねる。）の規定に基づく定期監査

【 総合政策部 】 秘書広報課、危機管理課

【 総務部 】 財政課

【 市民生活部 】 人権推進課、環境政策課

【 健康福祉部 】 障がい福祉課、介護保険課

【 産業振興部 】 農業振興課

【 都市整備部 】 建築住宅課

【 行政委員会等 】 監査委員・公平委員会事務局

【 教育総務部 】 生涯学習課、細川町公民館、口吉川町公民館、吉川町公民館

【 教育振興部 】 小中一貫教育推進室

3 監査の着眼点

(1) 重点事項

- ・公金の管理が適正に行われているか。
- ・準公金の管理が適正に行われているか。
- ・契約手続（指定管理を含む。）が適正に行われているか。
- ・補助金等の交付手続が適正に行われているか。
- ・未収金（債権）の管理が適正に行われているか。

(2) その他の事項

- ・予算の執行等について
- ・収入事務について
- ・支出事務について
- ・出張命令について
- ・休暇について
- ・時間外勤務命令について

4 監査の期間

令和7年10月2日から令和8年2月3日まで

5 監査の実施場所及び日程

三木市役所会議室及び各公民館

10月24日(金) 吉川町公民館、口吉川町公民館、細川町公民館

12月25日(木) 秘書広報課、人権推進課、介護保険課、農業振興課、建築住宅課、監査委員・公平委員会事務局

1月15日(木) 生涯学習課、財政課、環境政策課、障がい福祉課、危機管理課、小中一貫教育推進室

6 監査の主な実施内容

令和7年9月30日現在(10月24日実施分)、令和7年11月30日現在(12月25日及び1月15日実施分)及び前年度分における予算の執行状況及びその内容等について資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査・確認するとともに、職員への質問、追加資料の提出を求めるなどの方法で実施した。

7 監査の結果

前述のとおり、監査した限りにおいては、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、後述のとおり改善を要する事例が見受けられたので、検討の上、改善措置を講じられるように要望する。

また、口頭により改善の検討を指示した個別の事項についても改善措置を講じられるように要望する。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として、市長等が措置を講じたときは、地方自治法(以下、「自治法」という。)第199条第14項の規定により通知願います。

改善を要する事項については、次に示すとおり。

(1) 指摘事項

ア 準公金の管理について（重点事項に係るもの）

【内容】

本市が管理する準公金については、公金に準じた注意義務をもって、適正な会計事務を行う必要があることをこれまでも指導してきたところであるが、収入調書、支出調書などの文書が作成されていないものが認められた。

（生涯学習課）

イ 自動更新条項を設定した複数年契約について（重点事項に係るもの）

【内容】

自治法第232条の3には「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度の予算の裏付けなしに後年度の契約を約束する自動更新条項を設けることはできないこととなっている。

一般的に複数年度にまたがる契約を行う場合は、自治法第214条により予算で債務負担行為を設定するか、自治法第234条の3による長期継続契約とするか、いずれかの方法によることとなる。

また、長期継続契約の運用は「長期継続契約事務要領」において①物品借入れ契約において原則5年以下、②役務の提供を受ける契約において原則5年以下とされている。

過去の監査において、いわゆる自動更新条項を用いた契約について再三指摘し、改善を求めてきたところである。

このような中、平成30年に医療機関と締結した「医療支援協力に関する覚書」は7年間、平成15年に地区自治会と締結した「公園管理に関する契約書」は23年間といずれも「原則5年以下」を超過して契約を継続していた。

（障がい福祉課・建築住宅課）

ウ 指定管理基本協定書について（重点事項に係るもの）

【内容】

本市は指定管理者に公共施設の管理を行わせるにあたり基本協定書

を締結している。

監査において、複数の施設の基本協定書において廃止条例（「三木市個人情報保護条例（令和5年4月1日廃止）」）が引用された条文が認められた。
（ 障がい福祉課・生涯学習課 ）

エ 単価契約の締結方法について（重点事項に係るもの）

【内容】

単価契約の予定価格は、契約時に契約総量が決まるものと決まらないものがあり、契約総量が決まるものは、その総額（＝単価×契約総量）が、決まらないものは単価が予定価格となる。

また、役務の提供を受ける随意契約の場合、見積書徴取は原則として2人以上の者であり、例外として予定価格が5万円未満の場合は1人とすることができる（契約規則第20条）。

ピアノの調律単価契約において、契約時に契約総量が決まっており、予定価格（＝単価×ピアノ台数）が5万円を超えるにも関わらず、単価を予定価格と誤認し、1人の見積書で契約していた。（生涯学習課）

オ 支出事務について

【内容】

物品の購入代金を支出しようとするときは、財務規則第50条に定めるとおり、債権者から提出された請求書とともに債務の履行を確認したことを証する書類を添えて支出負担行為兼支出命令書又は支出命令書により決定することとされている。

監査において、物品の納入された日と債務の履行を確認した日（検査日）に2日の相違がある事案が確認された。（危機管理課）

カ 休暇の付与について

【内容】

「看護等休暇」の取得は、職員の勤務時間等に関する条例第18条の3第2号（会計年度任用職員の勤務時間等に関する規則第20条第2号）に基づき「子の教育若しくは保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典）」に参加する場合に認められる。

看護等休暇の付与において取得事由に該当しない行事で休暇を与えている事案が認められた。

また、忌引休暇の取得は、職員の勤務時間等に関する条例施行規則第13条に基づき、「死亡の事実を証するに足る書類」を提出しなければならないにも関わらず、対象職員に証明書類を提出させず休暇を付与している事案が認められた。
(農業振興課・建築住宅課)

キ 電子決裁について

【内容】

令和6年度から運用を開始した文書管理システムにおいて、電子決裁の起案にあたっては、従来の文書決裁と同様に「開示区分」「保存期間」を入力する仕様となっている。

地域活動支援センター補助金など、複数の交付決定に係る電子決裁において「開示区分」に「開示」又は「部分開示」とすべき文書が「不開示」で処理されていた。

また、自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第17条には補助金で取得した太陽光発電設備の処分制限期間を17年と定め、期間内で資産を処分する場合は市長の承認を受けなければならないと規定しているにも関わらず、交付決定に係る電子決裁において「保存期間」は5年で処理されていた。
(障がい福祉課・環境政策課)

(2) 委員意見

「委員意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、特に要望する必要があると認められたものをいう。

ア 準公金の管理について（重点事項に係るもの）

【内容】

本市が管理していた各種団体の資金、いわゆる準公金の取扱いについては令和4年度からその取扱いについて見直しを進め、市が管理すべきものと各種団体に返還すべきものに分類し、市が管理する場合には根拠

の整理をした上で適切に管理を行い、各種団体に返還すべきものとした場合には、各種団体との協議が進められているところである。

監査において、各種団体に返還すべきとされた準公金について、団体との協議の状況を確認したが、協議に進展が見られなかった。

各種団体に返還すべき準公金の返還に一層取組まれたい。

イ 支出命令書の不備について

【内容】

本市の事務・事業を執行するために必要となる支払については、その支払の前に支出命令書をはじめとする必要書類を会計室（会計管理者）に提出し、法令などに基づき審査を受ける（自治法第232条の4第2項）。この審査で不備が認められたものは、会計室は支払を行わず、その作成者（所管課）に不備の理由を付し返付する。

また、この不備については、会計室が各部署の作成者に対して随時個別的に又は集合研修という機会を設けて指導を行い、部署別の不備の発生件数や類型を統計的に記録している。

このような中、本市における当該審査によって判明した不備の発生状況は、ここ数年間で減少傾向が認められており、本年もその傾向が継続していることについては高く評価できる。

しかしながら、その統計を詳細に見ると、部署別では発生件数の減り方にはバラつきがあり、また類型別では重要事項とされる「金額誤り」「債権者誤り」の件数は減少していないなど、特定の部署、特定の類型においては改善の必要性が認められる水準に留まっている。今回の監査の対象となった部署にかかわらず全庁的な課題として支出事務に関する不備の改善に一層取組まれたい。

ウ 行政手続のオンライン化について

【内容】

行政手続のオンライン化を進めるため「三木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「推進条例」という。）」を定めている。推進条例には、他条例で定められた書面手続であっても、推進条例施行規則（以下「施行規則」という。）で定める条件を満たせば、インターネットで同じ手続を行うことができる。また、インターネットで行なっ

た手続は、書面手続で行われたものとみなされる。

公民館の使用許可手続は、すでにオンライン化を実施されており、インターネット上の「公共施設案内予約システム（みっきいネット）」で運用されている。公民館の使用を希望する者は、オンライン上で申請を行うことで「公民館使用許可申請」とみなされ、オンライン上で使用が許可され、使用料は電子マネー等で納付することができる。

監査において「公共施設案内予約システム（みっきいネット）」が、施行規則に定める条件に合致しているか確認を行った。

- ・条件① オンライン化を行う手続はあらかじめ公示する。（第3条）
- ・条件② オンラインによる申請は、「書面により行うときに記載すべきこと」を入力しなければならない。（第4条）
- ・条件③ 市長等が行う「許可決定」などの処分通知等は、「書面等により行うときに記載すべきこととされている事項」を記録し、処分通知等を受ける者に通知する。（第5条）

公民館使用許可におけるオンライン手続においては、条件①の公示が確認できない。条件②の申請は「許可申請」ではなく、「予約」であり手続の名称が異なる。条件③の処分通知は「許可決定」ではなく、「予約の承認」であり、手続の名称が異なる。条件①～③のいずれの条件も満たされていないことが認められた。

行政手続のオンライン化は、行政サービスに対する市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化を目的とした取組であるため、書面手続と同様に事務処理が実現され、市民・行政ともにオンライン化の利便性を享受できるよう適切な運用を図られたい。

（生涯学習課）

8 むすび

以上が令和7年度に実施した定期監査の概要である。

契約事務（指定管理を含む。）、支出事務、休暇の付与、電子決裁、支出命令書、行政事務のオンライン化の不備については、監査対象部署に限らず、全ての部署で起こりうるものである。

不備が生じた事案を見れば、文書を起案するときに論点を整理し、判断の基準を明らかにし、根拠資料の収集が十分であれば、いずれも正確な判断ができたものである。

この度の監査結果が、現状の業務のあり方を見直す契機となり、業務の改善につながることを期待してむすびとする。

学校監査結果報告書

(定期監査)

学校監査結果報告書

1 準拠

本監査は、「三木市監査基準」に準拠している。

2 監査の種類及び対象

自治法第199条第4項（同条第2項を兼ねる。）の規定に基づく定期監査

【 小学校2校 】 三樹小学校、豊地小学校

【 中学校1校 】 三木中学校

【 特別支援学校1校 】 三木特別支援学校

3 監査の着眼点

(1) 重点事項

- ・ 学校で保管する現金、通帳等の管理が適正に行われているか。
- ・ 備品及び薬品の管理が適正に行われているか。

(2) その他の事項

- ・ 予算の執行状況について
- ・ 防犯及び消防設備の維持管理について
- ・ 郵便切手等の管理について
- ・ 市費職員の勤務関係について

4 監査の期間

令和7年9月26日から令和8年2月3日まで

5 監査の実施場所及び日程

令和7年10月17日(金) 三木中学校、三樹小学校

令和7年11月7日(金) 豊地小学校、三木特別支援学校

6 監査の主な実施内容

令和7年9月26日現在における学校の予算の執行状況、施設、物品及び準公金の管理状況等について、現地において関係職員から説明を聴取するとともに、あらかじめ提出を求めた関係書類、諸帳簿等を抽出により検査と照査するなどにより監査を実施した。

7 監査の結果

前述のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかし、後述のとおり改善を要する事例が見受けられたので、検討の上、改善措置を講じられるように要望する。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として、教育委員会等が措置を講じたときは、自治法第199条第14項の規定により通知願います。

改善を要する事項については、以下に示すとおり。

(1) 指摘事項

ア 準公金の取扱いについて（重点事項に係るもの）

【内容】

学校が教育活動のため、校長の承認のもとに保護者等から徴収する学校徴収金（公費以外の一切の私費）の取扱いについては、県の取扱いにならった三木市立学校園徴収金事務取扱要綱が定められており、学校はその取扱要綱に従って運用することとなっているが、以下の不適切な事案が認められた。

・卒業アルバム会計について

6年生の学年会計を年度末に精算した後、PTAが製作する卒業アルバムの代金支払のため、別に保護者負担金の徴収及び支出を行っており、その入出金の際に必要な調書の作成等の事務が適切に実施されていないことが確認された。（豊地小学校）

イ 寄附金の取扱いについて（重点事項に係るもの）

【内容】

寄附金の取扱いについて、以下の不適切な事案が認められた。

① 寄附金の取扱いについて

学校は市が設置した教育機関である。学校に持ち込まれた寄附金は寄附採納手続を行った上で、財務規則に定める調定決議書により調定を行い、納付書で収入する必要があるが、これらの手続を経ず、学校で管理する校長名義の金融機関の通帳に保管されていた。

また、現金の寄附申込の承諾は、副市長の職務権限であるにも関わらず、校長が承諾していた。（豊地小学校・三木特別支援学校）

② 学校に保管されてきた寄附金について

上記①の取扱いを行なった結果、過去に公金として歳入せず、学校に保管されてきた寄附金は、校長から校長へ引き継がれているが、寄附された目的、収入したあとの管理状況は不明な点が多く、長年にかけて不適切な保管が継続されていた。

（豊地小学校・三木特別支援学校）

(2) 委員意見

「委員意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、特に要望する必要があると認められたものをいう。

委員意見なし

8 むすび

令和2年度から重点的に監査を実施してきた学校活動に必要な教材費や校外学習費用などを保護者から徴収する、いわゆる学校徴収金については、

令和5年度頃から目に見えて改善が進み、令和6年度・令和7年度と概ね適切な管理状況となっていることが認められた。

一方、公金である寄附金において不適切な事務処理が認められた。

学校徴収金同様に、適切な管理が行われるよう教育委員会事務局におかれては引き続き丁寧な助言や指導を行うとともに、支援が必要と思われる学校については個別重点的な助言・指導をされたい。

保護者をはじめ地域住民からの信頼の下、適切な学校運営が引き続きなされていくことを期待し、むすびとする。

参 考

参考（定期監査の対象部署に関する概要等）

各所属の職員数については、職員（派遣職員以外の職員。休業中の職員含む。）及び派遣職員をそれぞれ記載している。

【総合政策部】

秘書広報課

(1) 組織及び職員数

秘書係及び広報広聴係の2係が設置され、職員が10人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 秘書係は、市長・副市長の秘書、褒賞・表彰その他の栄典、新春賀会に関する事務等を所管している。

イ 広報広聴係は、広報刊行物の発行、ホームページ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の管理、エフエムみっきいの放送による市政情報の発信、記者発表、市民から寄せられる意見・提言等の処理、市民相談に関する事務等を所管している。

危機管理課

(1) 組織及び職員数

防災危機管理係が設置され、職員が6人配置されている。

(2) 所管業務の概要

新型コロナウイルス感染症対策を含む災害対策、自主防災組織育成、防災訓練に関する事務等を所管している。

【総務部】

財政課

(1) 組織及び職員数

財政係、契約係、財産管理係の3係が設置され、職員が14人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 財政係は、財政計画、予算編成及び決算統計、起債、地方交付税に関する事務等を所管している。

イ 契約係は、入札・契約の執行、物品購入・業務委託の契約、公契約条

例の運用、指定管理者制度、各課が行う契約行為の指導に関する事務等を所管している。

ウ 財産管理係は、公有財産の管理、財産区財産の管理、地籍図・地籍簿の管理、字の区域変更、庁舎の維持管理、公用車の管理に関する事務等を所管している。

【市民生活部】

人権推進課

関係機関として、総合隣保館、男女共同参画センター及び子どもいじめ防止センターが設置されており、課長が男女共同参画センター所長を、事務専門官が総合隣保館長を、課長補佐兼男女共同参画係長が子どもいじめ防止センター長を兼務している。

(1) 組織及び職員数

人権施策推進係、地域づくり推進係、男女共同参画係、子どもいじめ防止センターの4係が設置され、職員が18人（うち併任1人）配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 人権施策推進係は、人権尊重のまちづくりの推進、人権相談（人権擁護委員）、隣保館運営委員会に関する事務等を所管している。

イ 地域づくり推進係は、人権教育・啓発に関する事務等を所管している。

ウ 男女共同参画係は、男女共同参画プランに基づく施策の推進、男女共同参画センター運営事業として講演会等の開催、相談事業等に関する事務等を所管している。

エ 子どもいじめ防止センターは、いじめ防止のための啓発、相談、子どものいじめ対策専門委員会に関する事務等を所管している。

環境政策課

(1) 組織及び職員数

生活環境係及び環境政策係の2係が設置され、職員が7人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 生活環境係は、公害防止の推進、廃棄物処理施設等の指導、次期ごみ処理施設の整備、不法投棄・野焼きの指導、市民トイレの管理、簡易専用水道等に関する事務等を所管している。

イ 環境政策係は、環境審議会の運営、地球温暖化対策施策の推進、資源化奨励金に関する事務等を所管している。

【健康福祉部】

障がい福祉課

関係機関として、こども発達支援センターにじいろ、障害児タイムケア、障害者基幹相談支援センター、障害者総合支援センターはばたきの丘、三木共同作業所、口吉川共同作業所、あすなろ作業所、星陽やすらぎセンター、星陽ふれあい広場及びワークルーム虹が設置されている。また、障害者総合支援センターはばたきの丘、三木共同作業所、口吉川共同作業所、星陽やすらぎセンター、星陽ふれあい広場は指定管理者により管理・運営されている。

(1) 組織及び職員数

障がい者福祉係及び障がい者支援係、障がい者相談係の3係が設置され、職員が68人、派遣職員が1人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 障がい者福祉係は、障害者手帳の交付、障害福祉サービス、自立支援医療、難病支援、各種手当の支給、児童の発達支援、障害児支援事業（にじいろ及びタイムケア運営）に関する事務等を所管している。

イ 障がい者支援係は、障害者基本計画、障害（児）福祉計画、障がい者福祉施設の運営指導、地域生活支援事業、障がい者就労支援事業に関する事務等を所管している。

ウ 障がい者相談係は、計画（障害児）相談支援、障がい者虐待防止、自立支援協議会に関する事務等を所管している。

介護保険課

一般会計及び介護保険特別会計を所管している。

関係機関として、市立デイサービスセンター・在宅介護支援センターが6施設設置されており、指定管理者により管理・運営されている。

(1) 組織及び職員数

事業管理係、認定給付係の2係が設置され、職員が18人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 事業管理係は、介護保険事業計画、介護保険運営協議会、介護保険事業者の指導等、地域密着型サービス運営委員会、市立デイサービスセン

ター・在宅介護支援センターに関する事務等を所管している。

イ 認定給付係は、被保険者の資格管理、第1号被保険者の介護保険料の賦課徴収、高額介護サービス費等の支給、住宅改修費・福祉用具購入費の支給、要介護認定に関する事務等を所管している。

【産業振興部】

農業振興課

(1) 組織及び職員数

農業政策係、山田錦振興係が設置され、職員が11人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 農業政策係は、農政の企画及び調査、新規就農者の確保・育成支援、将来を見据えた農業施策、中山間地域等直接支払制度、農林畜産物の生産振興、有害鳥獣対策に関する事務等を所管している。

イ 山田錦振興係は、山田錦の振興・産地ブランド化、経営所得安定対策、病虫害対策、地産地消の推進、農福連携の推進に関する事務等を所管している。

【都市整備部】

建築住宅課

(1) 組織及び職員数

指導係、住宅係及び建築係の3係が設置され、職員が10人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 指導係は、開発行為の協議及び指導、建築指導・建築確認申請及び建築許可、三木市太陽光発電施設の設置に関する条例、狭あい道路整備の補助に関する事務等を所管している。

イ 住宅係は、市営住宅の管理、市営住宅の入退去等に関する事務、市営住宅に残置された家財等の取り扱いに関する事務等を所管している。

ウ 建築係は、市営住宅の修繕工事、市有建築物の建築及び営繕、民間住宅の耐震化の促進に関する事務等を所管している。

【行政委員会等】

監査委員・公平委員会事務局

(1) 組織及び職員数

監査委員及び公平委員会の2つの行政委員会の事務局を所管している。
また、固定資産評価審査委員会の書記を兼務している。
職員が2人配置されている。

(2) 所管業務の概要

- ア 監査委員事務局は、定期監査、例月現金出納検査、決算審査、財政健全化審査、財政援助団体等監査、住民監査請求に基づく監査に関する事務等を所管している。そのほかに小野市監査事務局と合同で、北播磨総合医療センター企業団の監査委員事務局の事務を所管している。
- イ 公平委員会事務局は、職員の勤務条件に関する措置要求、職員の不利益処分についての審査請求、職員からの苦情相談、職員団体の登録に関する事務等を所管している。
- ウ 固定資産評価審査委員会に係る事務は、固定資産課税台帳に登録された価格を不服とする申出に関する事務等である。

【教育委員会事務局 教育総務部】

生涯学習課

関係機関として、図書館（3館）、公民館（10館）、三木コミュニティスポーツセンター、福井コミュニティセンター、まなびの郷みずほ、別所ふるさと交流館及び三木ホースランドパークエオの森研修センターが設置されている。また、三木ホースランドパークエオの森研修センターは、指定管理者により管理・運営されている。

(1) 組織及び職員数

社会教育係及び公民館運営係の2係が設置され、職員が6人配置されている。

図書館3館には、職員が32人配置されている。

また、公民館（10館）には、職員が57人配置されている。

三木コミュニティスポーツセンターには職員が2人、福井コミュニティセンターには職員が2人、エオの森研修センターには職員が3人配置されている。

(2) 所管業務の概要

- ア 社会教育係は、社会教育委員会、高齢者大学・大学院の運営、まなび

の郷みずほ、社会教育団体の育成支援、二十歳の祝典、連合PTA、子ども会連合会、別所ふるさと交流館、三木ホースランドパークエオの森研修センターに関する事務等を所管している。

イ 公民館運営係は、生涯学習の推進、市立公民館等の施設管理及び連絡調整、中央公民館等施設の複合化に関する事務等を所管している。

ウ 図書館は、図書館の運営及び整備、図書の収集・整理・保存、図書の利用、図書に係る調査及び相談、図書館活動（ブックスタート・おはなし会・ストーリーテリング等）に関する事務等を所管している。

細川町公民館

(1) 組織及び職員数

職員が5人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ライフステージに対応した生涯学習の推進、地域コミュニティづくりの推進、地域人権学習の推進に関する事務等を所管している。

口吉川町公民館

(1) 組織及び職員数

職員が5人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ライフステージに対応した生涯学習の推進、地域コミュニティづくりの推進、地域人権学習の推進に関する事務等を所管している。

吉川町公民館

(1) 組織及び職員数

職員が6人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ライフステージに対応した生涯学習の推進、地域コミュニティづくりの推進、地域人権学習の推進に関する事務等を所管している。

【教育委員会事務局 教育振興部】

小中一貫教育推進室

(1) 組織及び職員数

職員が3人配置されている。

(2) 所管業務の概要

小中一貫教育の推進とカリキュラム研究、施設一体型小中一貫校設置に向けた取組の実施、実践推進校による取組の継続支援、小中一貫教育に係る教員研修の実施に関する事務等を所管している。

学校関係

各学校の教職員数については、正規職員及び会計年度任用職員（県費職員、市費職員及び休業中の職員含む。）の合計を記載している。

また、各学校の学級数、児童及び生徒数は特別支援学級を含めた全学年の合計を記載している。

【小学校】

三樹小学校

(1) 教職員数

教職員数の合計は 40 人である。

(2) 学級数及び児童数

学級数は 15 学級、児童数は 329 人である。

豊地小学校

(1) 教職員数

教職員数の合計は 16 人である。

(2) 学級数及び児童数

学級数は 5 学級、児童数は 37 人である。

【中学校】

三木中学校

(1) 教職員数

教職員数の合計は 43 人である。

(2) 学級数及び生徒数

学級数は 15 学級、児童数は 445 人である。

【特別支援学校】

三木特別支援学校

(1) 教職員数

教職員数の合計は 34 人である。

(2) 学級数及び児童及び生徒数

ア 小学部

学級数は 6 学級、児童数は 14 人である。

イ 中学部

学級数は 5 学級、生徒数は 22 人である。